

訪問看護ステーション敬寿 運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人社団敬寿会が開設する訪問看護ステーション敬寿（以下「当事業所」という。）が行う指定訪問看護及び介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護師その他の従業者（以下「看護師等」という。）が、要介護状態又は要支援状態にあり、かかりつけの医師が指定訪問看護又は介護予防訪問看護の必要を認めた高齢者に対し、適正な指定訪問看護又は介護予防訪問看護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 当事業所の看護師等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

- 1 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う当事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 訪問看護ステーション敬寿
- (2) 所在地 宮崎市本郷北方字池田 4043 番地 1

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 当事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 看護師 1名
管理者は当事業所の従業者の管理及び指定訪問看護及び介護予防訪問看護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- (2) 看護師 1名（常勤職員、管理者と兼務）
看護師等 4名（3名常勤職員、1名非常勤）
看護師等は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し、指定訪問看護及び介護予防訪問看護の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 当事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日は、月曜日から土曜日までとする。(緊急時はその限りではない)
- (2) 営業時間は、午前8時30分から午後5時30分までとする。

(体制等)

第6条 当事業所は24時間対応について看護師等が速やかに対応できる体制、サービス体制の確保が可能となるよう利用者又は従業者からの電話連絡を受ける体制を整える。

- 1 看護師等以外の従業者が利用者又はその家族等からの電話による連絡及び相談に対応する際のマニュアルを整備する。
- 2 緊急の訪問看護の必要性の判断を保健師又は看護師が速やかに行える連絡体制及び緊急の訪問看護が可能な体制を整備する。
- 3 当事業所の管理者は、連絡相談を担当する看護師等以外の従業者の勤務体制及び勤務状況を明らかにする。
- 4 看護師等以外の従業者は、電話等により連絡及び相談を受けた際は、保健師又は看護師へ報告する。報告を受けた保健師又は看護師は、報告内容を訪問看護記録書に記録する。
- 5 1～4までについて利用者及び家族等に説明し同意を得る。
- 6 指定訪問看護事業者は、連絡相談を担当する看護師等以外の従業者について届け出を行う。

(訪問看護及び介護予防訪問看護の内容)

第7条 指定訪問看護及び介護予防訪問看護の内容は次のとおりとする。

- (1) 病状・障害の観察
 - (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持
 - (3) 食事および排泄等日常生活の世話
 - (4) 褥瘡の予防・処置
 - (5) リハビリテーション
 - (6) ターミナルケア
 - (7) 認知症患者の看護
 - (8) 療養生活や介護方法の指導
 - (9) カテーテル等の管理
 - (10) その他医師の指示による医療処置
- (以下は介護予防訪問看護のみのサービス)
- (11) 運動器の機能向上
 - (12) 栄養改善
 - (13) 口腔機能の向上

(利用料等)

第8条

- 1 指定訪問看護及び介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護及び介護予防訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。
- 2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問看護及び介護予防訪問看護に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
 - (1) 介護保険によるサービス実施の場合
当ステーションの通常のサービス実施地域を超えた地点から
5 km未満 片道300円 5 km以上 片道600円
 - (2) 医療保険によるサービス実施の場合
5 km未満 往復50円 5～10 km未満 往復100円
10～20 km 往復200円 20 km以上 往復300円
 - (3) 死後の処置料は、5,000円とする。
 - (4) 第2項の費用の支払を受ける場合には、利用者又は家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、宮崎市（旧 田野町・旧 佐土原町・旧 高岡町を除く旧 清武町の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第10条

- 1 看護師等は、訪問看護及び介護予防訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。
- 2 看護師等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(虐待防止等)

- 第11条 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。またストレス対策を含む虐待防止に向けた取り組みや周知を行い、ハラスメント等のストレス対策に関する研修を実施する。
- 1 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - 2 虐待防止のための指針を整備する。
 - 3 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
 - 4 上記3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(身体拘束等)

第12条 当事業所は、サービスの提供にあたって利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

- 1 利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行わない。
- 2 身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

(業務継続計画等)

第13条 当事業所は、感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に対してサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 1 当事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行う。
- 2 当事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(その他運営についての留意事項)

第14条

- 1 当事業所は、看護師等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
 - (1) 採用時研修 採用後1か月以内
 - (2) 継続研修 年2回
- 2 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人と当事業所管理者との協議に基づいて定めるものとする。
- 5 当事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 6 当事業所は、治療と仕事の両立が可能となる環境整備を進め、従業員の離職防止・定着促進を図る。

附 則

この規定は、平成 27年 3月 1日から施行する。

この規定は、令和 6年 1月 31日に修正・改定する。

この規定は、令和 6年 4月 1日に修正・改定する